

市第57号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第33号中「第52条第 1 項」を「第55条第 1 項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 飲食店営業

(ア) 自動車を利用して行う

営業	1 件につき	16, 000円
----	--------	----------

(イ) (ア)以外の営業	同	18, 000円
--------------	---	----------

第 2 条第33号イ中「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に改め、同号ウ中「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「16, 000円」を「11, 000円」に改め、同号エを次のように改める。

エ 魚介類販売業

(ア) 自動車を利用して行う

営業	同	9, 600円
----	---	---------

(イ) (ア)以外の営業	同	11, 000円
--------------	---	----------

第 2 条第33号オ中「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「16, 000円」を「23, 000円」に改め、同号カ中「

乳処理業」を「集乳業」に、「23,000円」を「11,000円」に改め、同号キ中「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に改め、同号ク中「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同号ケを次のように改める。

ケ 食肉処理業

(ア) 自動車を利用して行う

営業	同	21,000円
----	---	---------

(イ) (ア)以外の営業	同	23,000円
--------------	---	---------

第2条第33号コ中「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「11,000円」を「23,000円」に改め、同号サを次のように改める。

サ 菓子製造業

(ア) 自動車を利用して行う

営業	同	14,000円
----	---	---------

(イ) (ア)以外の営業	同	16,000円
--------------	---	---------

第2条第33号シ中「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「11,000円」を「16,000円」に改め、同号ス中「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に改め、同号セ中「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「11,000円」を「23,000円」に改め、同号ソ中「魚介類せり売営業」を「食肉製品製造業」に改め、同号タ中「魚肉ねり製品製造業」を「水産製品製造業」に改め、同号チ中「食品の冷凍又は冷蔵業」を「冰雪製造業」に改め、同号ツ中「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に、「23,000円」を「16,000円」に改め、同号テ中「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に改め、同号ト中「乳酸菌飲料製造業」を「みそ

又はしょうゆ製造業」に、「16,000円」を「18,000円」に改め、同号ナ中「冰雪製造業」を「酒類製造業」に、「23,000円」を「18,000円」に改め、同号ニ中「冰雪販売業」を「豆腐製造業」に改め、同号ヌ中「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「23,000円」を「16,000円」に改め、同号ネ中「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「23,000円」を「16,000円」に改め、同号ノ中「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ハ中「^{しょう}醤油製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ヒ中「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「18,000円」を「23,000円」に改め、同号フ中「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ヘ中「豆腐製造業」を「漬物製造業」に改め、同号ホ中「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「16,000円」を「23,000円」に改め、同号マ中「めん類製造業」を「食品の小分け業」に改め、同号ミ中「そうざい製造業」を「添加物製造業」に改め、同号ム及びメを削り、同号の次に次の1号を加える。

(33)の2 農林水産物及び食品の

輸出の促進に関する法律（令

和元年法律第57号）第17条第

2項の規定に基づく適合施設

認定申請手数料

ア 現地調査を要する施設 同 20,900円

イ 現地調査を要しない施設 同 10,400円

第2条第36号から第38号までを次のように改める。

(36)から(38)まで 削除

第 2 条第41号を次のように改める。

(41) 削除

第 2 条第42号中「1 件につき」を「同」に改め、同条第44号を次のように改める。

(44) 削除

第 2 条第45号中「1 件につき」を「同」に改める。

第 2 条 横浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第33号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 臨時的な行事において

屋台、テント等を利用し

て行う営業 1 件につき 4,000円

(イ) 自動車を利用して行う

営業 同 16,000円

第 2 条第33号アに次のように加える。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の営業 同 18,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 2 条第33号の次に 1 号を加える改正規定並びに同条第41号、第42号、第44号及び第45号の改正規定並びに附則第 3 項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市手数料条例（以下「新条例」という。）第 2 条第33号の規定は、この条例の施行の日以後の

申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例第 2 条第 33 号の 2 の規定は、第 1 条中第 2 条第 33 号の次に 1 号を加える改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

4 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和 2 年神奈川県条例第 42 号）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例第 1 条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和 41 年神奈川県条例第 42 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料については、第 1 条の規定による改正前の横浜市手数料条例第 2 条第 37 号イの規定は、なおその効力を有する。

提 案 理 由

食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い関係規定の整備を図るとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い適合施設認定申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

第 1 条 関係

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 32 号まで省略）

- (33) 食品衛生法 第 55 条 第 1 項 及
第 52 条 第 1 項
及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条の規定に基づく営業許可申請手数料は、それぞれ次のとおりとし、更新（現に受けている当該許可の有効期間が 5 箇月を超える場合に限り。）に係る営業許可申請手数料及び 5 箇月を超えない短期間に係る営業許可申請手数料は、それぞれ当該額に 0.75 を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- ア 飲食店営業
飲食店営業
（ア） 自動車を利用して行う

1 件につき

18,000 円

	<u>営業</u>	<u>1 件につき</u>	<u>16,000 円</u>
	(イ) <u>(ア) 以外の営業</u>	<u>同</u>	<u>18,000 円</u>
イ	<u>調理の機能を有する自動 喫茶店営業</u> <u>販売機により食品を調理し 、調理された食品を販売す る営業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
ウ	<u>食肉販売業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
	<u>菓子製造業</u>	<u>同</u>	<u>16,000 円</u>
エ	<u>魚介類販売業</u>	<u>同</u>	<u>16,000 円</u>
	<u>あん類製造業</u>	<u>同</u>	<u>16,000 円</u>
	(ア) <u>自動車を利用して行う 営業</u>	<u>同</u>	<u>9,600 円</u>
	(イ) <u>(ア) 以外の営業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
オ	<u>魚介類競り売り営業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
	<u>アイスクリーム類製造業</u>	<u>同</u>	<u>16,000 円</u>
カ	<u>集乳業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
	<u>乳処理業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
キ	<u>乳処理業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
	<u>特別牛乳搾取処理業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
ク	<u>特別牛乳搾取処理業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
	<u>乳製品製造業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
ケ	<u>食肉処理業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
	<u>集乳業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
	(ア) <u>自動車を利用して行う 営業</u>	<u>同</u>	<u>21,000 円</u>
	(イ) <u>(ア) 以外の営業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
コ	<u>食品の放射線照射業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
	<u>乳類販売業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
サ	<u>菓子製造業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
	<u>食肉処理業</u>	<u>同</u>	<u>23,000 円</u>
	(ア) <u>自動車を利用して行う 営業</u>	<u>同</u>	<u>14,000 円</u>
	(イ) <u>(ア) 以外の営業</u>	<u>同</u>	<u>16,000 円</u>
シ	<u>アイスクリーム類製造業</u>	<u>同</u>	<u>16,000 円</u>
	<u>食肉販売業</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>

ス	<u>乳製品製造業</u>	同	23,000 円
	<u>食肉製品製造業</u>		
セ	<u>清涼飲料水製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
	<u>魚介類販売業</u>		11,000 円
ソ	<u>食肉製品製造業</u>	同	23,000 円
	<u>魚介類せり売営業</u>		
タ	<u>水産製品製造業</u>	同	18,000 円
	<u>魚肉ねり製品製造業</u>		
チ	<u>氷雪製造業</u>	同	23,000 円
	<u>食品の冷凍又は冷蔵業</u>		
ツ	<u>液卵製造業</u>	同	<u>16,000 円</u>
	<u>食品の放射線照射業</u>		23,000 円
テ	<u>食用油脂製造業</u>	同	23,000 円
	<u>清涼飲料水製造業</u>		
ト	<u>みそ又はしょうゆ製造業</u>	同	<u>18,000 円</u>
	<u>乳酸菌飲料製造業</u>		16,000 円
ナ	<u>酒類製造業</u>	同	<u>18,000 円</u>
	<u>氷雪製造業</u>		23,000 円
ニ	<u>豆腐製造業</u>	同	16,000 円
	<u>氷雪販売業</u>		
ヌ	<u>納豆製造業</u>	同	<u>16,000 円</u>
	<u>食用油脂製造業</u>		23,000 円
ネ	<u>麺類製造業</u>		
	<u>マーガリン又はショート</u>		
	<u>ニング製造業</u>	同	<u>16,000 円</u>
	<u>そうざい製造業</u>		23,000 円
ノ	<u>みそ製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
	<u>複合型そうざい製造業</u>		18,000 円
ハ	<u>醤油製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
	<u>冷凍食品製造業</u>		18,000 円
ヒ	<u>ソース類製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
	<u>複合型冷凍食品製造業</u>		18,000 円
フ	<u>酒類製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
	<u>漬物製造業</u>		18,000 円
ヘ	<u>豆腐製造業</u>	同	<u>16,000 円</u>
	<u>密封包装食品製造業</u>		16,000 円
ホ	<u>納豆製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
	<u>食品の小分け業</u>		16,000 円
マ	<u>めん類製造業</u>	同	<u>16,000 円</u>
	<u>添加物製造業</u>		
ミ	<u>そうざい製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
	<u>缶詰又は瓶詰食品製造業</u>		
ム	<u>添加物製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
メ	<u>添加物製造業</u>	同	<u>23,000 円</u>
(33) の 2	<u>農林水産物及び食品の</u>		

輸出の促進に関する法律（令

和元年法律第 57 号) 第 17 条第

2 項の規定に基づく適合施設

認定申請手数料

ア 現地調査を要する施設 同 20,900 円

イ 現地調査を要しない施設 同 10,400 円

(第 34 号及び第 35 号省略)

(36) から (38) まで 削除
(36) 魚介類行商等に

関する条例 (昭和 41 年神奈川

県条例第 42 号) 第 3 条第 1 項

の規定に基づく許可申請手数

料 (次号及び第 38 号に規定す

るものを除く。)

ア 魚介類行商 同 4,900 円

イ 魚介類加工業 同 6,500 円

ウ 発酵乳等販売業 同 4,900 円

(37) 魚介類行商等に関する条例

第 3 条第 1 項の規定に基づく

許可の更新 (現に受けている

当該許可の有効期間が 5 箇月

を超える場合に限る。) に係

る許可申請手数料

ア 魚介類行商 同 2,450 円

イ 魚介類加工業 同 3,250 円

ウ 発酵乳等販売業 同 2,450 円

(38) 魚介類行商等に関する条例

第 3 条第 1 項の規定に基づく			
5 箇月を超えない短期間に係			
る許可申請手数料			
ア	魚介類行商	同	2,450 円
イ	魚介類加工業	同	3,250 円
ウ	発酵乳等販売業	同	2,450 円
(第 39 号及び第 40 号省略)			
(41)	削除		
	と畜場法第 14 条第 1 項から		
第 4 項までの規定に基づく獣			
畜のと畜検査手数料			
ア	健康な獣畜		
	生後 1 年以上の牛及び馬	1 頭につき	600 円
	豚	同	300 円
	生後 1 年未満の牛	同	300 円
	めん羊及び山羊	同	150 円
イ	疾病を有していると認め		
	られる獣畜又はと畜場法第		
	13 条第 1 項第 2 号若しくは		
	第 3 号の規定に該当する獣		
	畜	同	1,500 円
(42)	食鳥処理の事業の規制及び		
	食鳥検査に関する法律（平成		
	2 年法律第 70 号）第 3 条の規		
	定に基づく食鳥処理事業許可		
	申請手数料	同	
		1 件につき	19,000 円

(第 43 号省略)

- | | | | |
|------|---|---------------------------|------------|
| (44) | <u>削除</u>
<u>食鳥処理の事業の規制及び</u>
<u>食鳥検査に関する法律第 15 条</u>
<u>第 1 項から第 3 項までの規定</u>
<u>に基づく食鳥検査手数料</u> | <u>1 羽につき</u> | <u>5 円</u> |
| (45) | 食鳥処理の事業の規制及び
食鳥検査に関する法律第 16 条
第 1 項の規定に基づく確認規
程認定申請手数料 | <u>同</u>
<u>1 件につき</u> | 5,500 円 |
- (第 46 号から第 184 号まで省略)

第 2 条 関係

(手数料)

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(第 1 号から第 32 号まで省略)

- (33) 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条の規定に基づく営業許可申請手数料は、それぞれ次のとおりとし、更新（現に受けている当該許可の有効期間が 5 箇月を超える場合に限る。）に係る営業許可申請手数料及び 5 箇月を超えない短期間に係る営

業許可申請手数料は、それぞれ当該額に0.75を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ア 飲食店営業

(ア) <u>臨時的な行事において自動車を利用して行う屋台、テント等を利用して行う営業</u>	<u>1件につき</u>	<u>4,000円</u>
	1件につき	16,000円
(イ) <u>自動車を利用して行う(ア)以外の営業</u>	<u>同</u>	<u>16,000円</u>
<u>営業</u>	同	18,000円
(ウ) <u>(ア)及び(イ)以外の営業</u>	<u>同</u>	<u>18,000円</u>

(第33号の2から第184号まで省略)